

## 現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、調査を縮小しています

職場で、感染者が発生した場合は、会社の方で、**下記の囲み** 部分を参考に、濃厚接触者に該当するかどうかを判断し、ご対応をお願いします。

### 体調不良の方がいた場合

他に、体調不良の方がいる場合は、すぐに医療機関を受診するようご案内ください。また、濃厚接触者に該当する方で、医療機関に濃厚接触者であることをお伝えいただきPCR検査を受ける場合は、検査料は無料になります。(診察料等は有料になります。)

### 感染拡大を防ぎましょう

産業医等とも連携し、社員の方の健康管理をしていただき、会社内で何人か体調不良者がいる場合は感染の広がりが予想されるため、なるべく早く、会社のご判断でリモートワークや会社の営業等の判断をお願いします。

令和4年1月28日  
みなと保健所

## 企業等に対する新型コロナウイルス感染症のみなと保健所の調査について

港区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、みなと保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。患者の所在地が港区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関するみなと保健所の対応の流れは以下の通りです。参考にしてください。

#### 濃厚接触者として特定する期間

発症日の前2日から最終出勤日まで。(無症状の人は検査日を発症日とする。)

#### ※ 濃厚接触者となる条件

①マスクを着用していない②15分以上の会話③1メートル以内の距離

①～③のすべてに該当する人。

#### ※ 濃厚接触者となる例

昼食や夕食を一緒に食べた。職場でマスクをする習慣がない。など

### 保健所にお問い合わせいただく前に

以下の内容を確認いただき、事前に準備をお願いします。

※ 発症日の前2日以降から患者となった人が出勤していない場合や、上記濃厚接触者となる条件に該当する人がいない場合は、調査の対象とならない場合があります。

#### ●調査の前に準備をしていただくこと

- ・ 患者が在籍する部署のフロアの見取り図(座席表を含む)
- ・ 患者の行動歴(発症日2日前から最終出勤日までの期間)
- ・ 保健所との連絡窓口担当者を決めておく

## 主な流れ

### 1 勤務先等に対しての積極的疫学調査の実施

- (1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定。
  - (2) 接触感染対応：消毒についての指導：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導。
- ※ 保健所は消毒場所や消毒剤等について指導しますが、保健所では消毒は行いません。消毒の実施は各企業でしていただきます。（別紙参照「新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）」）

### 2 濃厚接触者に対する自宅待機者や会社での対応について

（現時点での対応であり、今後自宅待機の期間等、変わる場合があります。）

- ① 濃厚接触者と特定した人に対して、患者との最終接触日から**\* 7日間**の自宅待機を要請。併せて、健康観察とPCR検査を状況により実施するよう、自宅住所を管轄する保健所に情報提供および依頼をする。  
※PCR検査で陰性であったとしても、\* 7日間の自宅待機の期間は短縮しません。
- ② 自宅待機期間中に発熱等があった場合には、自宅住所を管轄する保健所が設置したに連絡するように伝える。
- ③ 対象企業に対して、濃厚接触者のリストの作成を依頼  
（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号）

※ 濃厚接触者以外の人についての行動制限は不要のため、保健所は自宅待機などの要請はいたしません。ただし、企業の判断の下に、濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。

※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。企業判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご注意ください。

積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。

## 濃厚接触者を出さないために

濃厚接触者になった方に対して保健所は、**\* 7日間**の自宅待機をお願いしています。濃厚接触者が多数出ると、業務に影響を及ぼし、場合によっては企業を一定期間休業せざるを得なくなる場合が考えられます。このような事態にならないためには、日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

1 手洗い(手指消毒)、咳エチケット(マスクの着用等)、3密にならないための環境整備を行う

2 体調が悪い場合は、すぐに休める体制を作る

濃厚接触者に特定する期間は、発症日の前2日から最終出勤日までです。体調が悪いまま出勤を続けると、その分濃厚接触者となる人が多く出てしまいます。できる限り濃厚接触者を減らすためには、体調が悪くなった人をすぐに休ませる体制を作ることが重要です。発熱などの症状があり、すぐに解熱した場合でも、2～3日は様子を見て、完全に回復してから出勤できる体制整備を行ってください。

3 1日に1回は、有効な消毒剤などで、不特定多数の人が触る部分を消毒する

コロナウイルス感染症の患者が判明した時点で、特別な消毒を行うよりも、日ごろの消毒をこまめに行う方が、予防としては重要です。

日ごろの清掃に、消毒を追加して実施できるかご検討ください。また、デスク回りは社員が自分で実施するなど、継続できる方法を検討してください。

4 休憩時間の取り方を見直す

工作中よりも、休憩時間に感染が広がるケースが多く発生しています。飲食を共にする場合は、①距離を開けて同じ方向を向いたり、交互に席を設けたりと環境の工夫をしたり、②会話を控えること、会話をする場合はマスクを着用する、③休憩時間をずらして一人で休憩に入るようにする、④換気を行うなどの工夫を検討してください。

## \* 7日間

※ただし、変異株スクリーニング検査において、オミクロン株以外と判明した患者の濃厚接触者の健康観察期間は14日間となります。